

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目次	ページ
告示	
字の区域の変更(一五〇・市町村課)	1
字の区域の設置(一五一・市町村課)	1
入会林野整備計画の認可(一五二・仙北地域振興局農林部)	2
大規模小売店舗の新設に關し聴取した意見の概要(一五三・商工業振興課)	2
都市計画の決定予定及び都市計画の案の縦覧(一五四・一六二・都市計画課)	3
道路区域の変更(一六三、一六四・道路環境課)	6
公告	
土地改良区の役員の退任及び就任の届出(仙北地域振興局農林部)	6
県営土地改良事業計画の決定(鹿角地域振興局農林部)	7
県営土地改良事業計画の変更(山本地域振興局農林部)	7
県営土地改良事業の換地計画の決定(由利地域振興局農林部)	7

告 示

秋田県告示第百五十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、仙北郡中仙町の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨同町長から届出があったので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

右の変更の処分は、当該変更区域に係る土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の第二項において準用する同法第五十四条第四項の規定による換地処分の公告があった日の翌日から効力を生ずる。

平成十六年二月二十四日

秋田県知事 寺田典城

変更前の字の区域

変更後の字の区域

仙北郡中仙町豊川字板井村

一の一の一部、一の一、一の一、二の一部、三の一の一部、三の二の一部、四の一の一部、四の二の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部

仙北郡中仙町上鷲野字上遠藤

仙北郡中仙町豊川字荒田 三九の一の一部

仙北郡中仙町豊川字上桜田北 一〇〇の一の一部及びこの区域に隣接する道路、水路である国有地の全部

秋田県告示第百五十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、仙北郡中仙町の区域内に次のとおり字の区域を新たに画する旨同町長から届出があったので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

右の設置の処分は、当該設置区域に係る土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の第二項において準用する同法第五十四条第四項の規定による換地処分の公告があった日の翌日から効力を生ずる。

平成十六年二月二十四日

秋田県知事 寺田典城

字 名	設 定 区 域
仙北郡中仙町豊川字桜田北	仙北郡中仙町豊川字田川 二の一の一部、一、二、七四の二、七五から八二まで、二五〇、二五九、三〇五から三〇七まで、三二八及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部並びに二六〇に隣接する道路である国有地の全部

<p>仙北郡中仙町園田字田向 二八から三〇までの各一部、五三から五六までの各一部、六四の一部、六七の一部、六八の一部、六九の一部、七〇の一部、七一、七二の一部、七三の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部</p>	<p>仙北郡中仙町豊川字上桜田北 七の一部、八から一まで、一二から一九までの各一部、三〇から四三まで、四四の一、四四の二、四五、四六の一から四六の三まで、四七の一から四七の三まで、四八の一から四八の三まで、四九から七三まで、七四の一、七四の二、七六から九三まで、九四の一、九四の二、九五から九八まで、九九の一から九九の三まで、一〇〇の一の一部、一〇〇の二、一〇一、一〇二の二、一〇二の三、一〇三から一〇五まで、一〇六の二、一〇六の三、一〇七から一二五まで、一二四から一四五まで、一四六の一から一四六の四まで、一四七の一から一四七の三まで、一四八の一、一四八の二、一四九から一五六まで、一五七の一、一五七の二、一五八の一、一五八の二、一六〇から一六二まで、一六三の一、一六三の二、一六四から一八〇まで、一九三から一九六まで、一九七の一、一九七の二、一九八の一、一九八の二、一九九の一、一九九の二、二〇〇の一、二〇〇の二、二〇一の二、二〇一の三、二〇二、二〇三、二〇四、二〇五、二〇六、二〇七、二〇八の二、二〇九の一、二〇九の二、二〇九の三、二一〇、二一〇の二、二一〇の三、二一一、二一二、二一三、二一四、二一五、二一六、二一七、二一八の二、二一八の三、二一九から二三</p>
---	---

<p>まで、二三二の一、二三二の二及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部並びに字北村街道ノ上五七の一に隣接する水路である国有地の全部</p> <p>仙北郡中仙町豊川字荒田 三九の一の一部、三九の二、四〇の一の一部、四〇の二から四〇の四まで</p> <p>仙北郡中仙町豊川字北村街道ノ上 五七の一、五八の二、六七の六から六七の八まで、七五の四</p> <p>仙北郡中仙町上鷲野字上遠藤 一の一の一部、一の二、一の三、二の一から二の三まで、三の一から三の三まで、五の一の一部、五の二の一部及びこれらの区域に隣接介在する水路である国有地の全部</p> <p>仙北郡中仙町園田字板井村 三五の一の一部、三五の二の一部</p>	<p>秋田県告示第百五十二号 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第百二十六号）第十一条第一項の規定により、角館町白岩入会林野整備組合の入会林野整備計画を認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。 平成十六年二月二十四日</p> <p>秋田県告示第百五十三号 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定により、大規模小売店舗の新設に関して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべ</p> <p>一 整備計画の名称 角館町白岩入会林野整備計画 二 認可の年月日 平成十六年二月二十四日</p> <p>秋田県知事 寺 田 典 城</p>
--	--

き事項についての意見を聴取したので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。
平成十六年二月二十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
茨島ショッピングプラザ

秋田市茨島一丁目十二番一ほか

- 二 秋田市長の意見

- (一) 騒音について

予測評価において、敷地境界では基準値を超えているところがあるので、騒音苦情等が発生した場合には、住民の意見を尊重し十分な対応をとること。

- (二) 廃棄物について

事業所において生じる廃棄物については、発生を抑制し、発生した廃棄物についても分別の徹底を図る等再利用を促進し、廃棄物の減量化に努めること。

排出する廃棄物については、一般廃棄物と産業廃棄物に区分し、処理を委託するときは、それぞれ一般廃棄物処理業、産業廃棄物処理業の許可を有する業者へ委託し、適正に処理すること。

- 三 周辺地域の住民、事業者等の意見の概要

意見書の提出なし

- 四 関係書類の縦覧場所及び期間

- (一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

秋田市役所 商業観光課

- (二) 縦覧期間

平成十六年二月二十四日から同年三月二十四日まで

秋田県告示第百五十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定により、都市計画を決定するので、同法第十七条第一項の規定に基づき、次のとおり公告し、当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十六年二月二十四日

- 一 都市計画の種類

秋田県知事 寺 田 典 城

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

- 二 都市計画の案の名称

横手都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定

- 三 都市計画を定める土地の区域

横手都市計画区域

- 四 都市計画の案の縦覧場所

秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課

横手市旭川一丁目三番四十一号 平鹿地域振興局建設部

横手市中央町八番二号 横手市建設部都市整備課

- 五 都市計画の案の縦覧期間 平成十六年二月二十四日（火）から同年三月九日（火）まで

まで

秋田県告示第百五十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定により、都市計画を決定するので、同法第十七条第一項の規定に基づき、次のとおり公告し、当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十六年二月二十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 都市計画の種類

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

- 二 都市計画の案の名称

平鹿都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定

- 三 都市計画を定める土地の区域

平鹿都市計画区域

- 四 都市計画の案の縦覧場所

秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課

横手市旭川一丁目三番四十一号 平鹿地域振興局建設部

平鹿郡平鹿町浅舞字浅舞三百九十三番地 平鹿町建設課

- 五 都市計画の案の縦覧期間 平成十六年二月二十四日（火）から同年三月九日（火）まで

まで

秋田県告示第百五十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定により、都市計画を

決定するので、同法第十七条第一項の規定に基づき、次のとおり公告し、当該都市計画の案を縦覧に供する。
 なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。
 平成十六年二月二十四日

秋田県知事 寺田典城

- 一 都市計画の種類
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 二 都市計画の案の名称
十文字都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定
- 三 都市計画を定める土地の区域
十文字都市計画区域
- 四 都市計画の案の縦覧場所
秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課
横手市旭川一丁目三番四十一号 平鹿地域振興局建設部
平鹿郡十文字町十文字新田字海道下七番地 十文字町建設課
- 五 都市計画の案の縦覧期間 平成十六年二月二十四日(火)から同年三月九日(火)まで

秋田県告示第百五十七号
 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十八条第一項の規定により、都市計画を決定するので、同法第十七条第一項の規定に基づき、次のとおり公告し、当該都市計画の案を縦覧に供する。
 なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。
 平成十六年二月二十四日

秋田県知事 寺田典城

- 一 都市計画の種類
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 二 都市計画の案の名称
増田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定
- 三 都市計画を定める土地の区域
増田都市計画区域
- 四 都市計画の案の縦覧場所
秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課

(二) 横手市旭川一丁目三番四十一号 平鹿地域振興局建設部
 (三) 平鹿郡増田町字土肥館百七十三番地 増田町産業建設課
 五 都市計画の案の縦覧期間 平成十六年二月二十四日(火)から同年三月九日(火)まで

秋田県告示第百五十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十八条第一項の規定により、都市計画を決定するので、同法第十七条第一項の規定に基づき、次のとおり公告し、当該都市計画の案を縦覧に供する。
 なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。
 平成十六年二月二十四日

秋田県知事 寺田典城

- 一 都市計画の種類
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 二 都市計画の案の名称
湯沢都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定
- 三 都市計画を定める土地の区域
湯沢都市計画区域
- 四 都市計画の案の縦覧場所
秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課
湯沢市千石町二丁目一番十号 雄勝地域振興局建設部
湯沢市佐竹町一番一号 湯沢市建設部都市計画課
- 五 都市計画の案の縦覧期間 平成十六年二月二十四日(火)から同年三月九日(火)まで

秋田県告示第百五十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十八条第一項の規定により、都市計画を決定するので、同法第十七条第一項の規定に基づき、次のとおり公告し、当該都市計画の案を縦覧に供する。
 なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。
 平成十六年二月二十四日

秋田県知事 寺田典城

- 一 都市計画の種類

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画の名称

大曲都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定

三 都市計画を定める土地の区域

大曲都市計画区域

四 都市計画の縦覧場所

(一) 秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課

(二) 大曲市上栄町十三番六十二号 仙北地域振興局建設部

(三) 大曲市花園町一番一号 大曲市建設交通部都市計画課

(四) 仙北郡六郷町六郷字上町二十一番地 六郷町建設課

(五) 仙北郡神岡町神宮寺字蓮沼十六番地三 神岡町企画振興課

五 都市計画の縦覧期間 平成十六年二月二十四日(火)から同年三月九日(火)まで

秋田県告示第百六十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十八条第一項の規定により、都市計画を決定するので、同法第十七条第一項の規定に基づき、次のとおり公告し、当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十六年二月二十四日

秋田県知事 寺田典城

一 都市計画の種類

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画の名称

西仙北都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定

三 都市計画を定める土地の区域

西仙北都市計画区域

四 都市計画の縦覧場所

(一) 秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課

(二) 大曲市上栄町十三番六十二号 仙北地域振興局建設部

(三) 仙北郡西仙北町刈和野字本町五番地 西仙北町建設課

五 都市計画の縦覧期間 平成十六年二月二十四日(火)から同年三月九日(火)まで

秋田県告示第百六十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十八条第一項の規定により、都市計画を決定するので、同法第十七条第一項の規定に基づき、次のとおり公告し、当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十六年二月二十四日

秋田県知事 寺田典城

一 都市計画の種類

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画の名称

角館都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定

三 都市計画を定める土地の区域

角館都市計画区域

四 都市計画の縦覧場所

(一) 秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課

(二) 大曲市上栄町十三番六十二号 仙北地域振興局建設部

(三) 仙北郡角館町東勝染十九番地 角館町まちづくり政策課

五 都市計画の縦覧期間 平成十六年二月二十四日(火)から同年三月九日(火)まで

秋田県告示第百六十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十八条第一項の規定により、都市計画を決定するので、同法第十七条第一項の規定に基づき、次のとおり公告し、当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十六年二月二十四日

秋田県知事 寺田典城

一 都市計画の種類

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画の名称

田沢湖都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定

三 都市計画を定める土地の区域

田沢湖都市計画区域

- 四 都市計画の案の縦覧場所
- (一) 秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課
 - (二) 大曲市上栄町十三番六十二号 仙北地域振興局建設部
 - (三) 仙北郡田沢湖町生保内字宮ノ後三十番地 田沢湖町建設課
- 五 都市計画の案の縦覧期間 平成十六年二月二十四日(火)から同年三月九日(火)まで

秋田県告示第百六十三号
 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
 平成十六年二月二十四日
 秋田県知事 寺田典城

一 道路の区域

道路の種類	旧新別		路線名	区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧					
一般国道	新	旧	百七号	平鹿郡雄物川町大沢字駒場沢一番六六地先から字岩坂一番二地先まで	"	一五・〇〇〇〇	〇・五二〇
						一一・〇〇〇〇	〇・五二〇

- 二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (一) 場所 建設交通部道路環境課
 - (二) 期間 平成十六年二月二十四日から同年三月八日まで

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
 平成十六年二月二十四日
 秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第百六十四号

一 道路の区域

道路の種類	旧新別		路線名	区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧					
一般国道	新	旧	百八号	由利郡鳥海町上笹子字堺台一〇六番三地先から八二番一六まで	"	一五・四〇〇〇	〇・二〇六
						一〇・〇〇〇〇	〇・二〇六

- 二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (一) 場所 建設交通部道路環境課
 - (二) 期間 平成十六年二月二十四日から同年三月八日まで

公 告

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、仙

北郡黒倉堰土地改良区から次のとおり役員の新任及び就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十六年二月二十四日

秋田県知事 寺田典城

一 退任理事の住所及び氏名

仙北郡田沢湖町神代字生田中村二百五十九番地

字下生田百五十四番地の三

字生田中村二百一十番地

字竹原百五十二番地

字荒川尻五十七番地

字街道南八十二番地

字堂ノ西百九十八番地

字戸伏松原二百三十二番地の二

梅沢字森腰百九十番地の二

小松字山崎百九十三番地の二

字羽根ヶ台八十四番地の二

角館町岩瀬字金山下七十五番地

字下川原二百九十一番地

字上野百五十四番地の三

白岩広久内字下中川原前田百九番地

二 就任理事の住所及び氏名

仙北郡田沢湖町神代字戸伏八十三番地の二

字下生田百五十四番地の三

字生田中村二百五十九番地

字生田中村二百一十番地

梅沢字森腰百九十番地の二

神代字戸伏松原二百三十二番地の二

字街道南八十二番地

字堂ノ西百九十八番地

字荒川尻五十七番地

小松字山崎百九十三番地の二

字羽根ヶ台八十四番地の二

角館町岩瀬字金山下七十五番地

字上野百三十八番地

字下川原二百九十一番地

白岩広久内字下中川原前田百九番地

三浦嘉秋 佐藤謙一郎 高橋政敏 三浦義捷 川井義男 藤原正一 佐藤昭雄 細川俊雄 山部利雄 高橋政敏 三浦嘉秋 佐藤謙一郎 高橋昭郎 菊地孝典 中村清悦 千葉祐昌 伊藤紀一 川井義男 佐藤昭雄 藤原正一 細川俊雄 山部利雄 高橋政敏 三浦嘉秋 佐藤謙一郎 高橋昭郎

三 退任監事の住所及び氏名

仙北郡角館町岩瀬字大中島百二十八番地の二

田沢湖町神代字生田中村二百九十四番地

字勸解由屋敷十七番地の二

四 就任監事の住所及び氏名

仙北郡田沢湖町神代字竹原百五十二番地

角館町岩瀬字大中島百二十八番地の二

田沢湖町神代字勸解由屋敷十七番地の二

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、鹿角市から申請があった県営土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十六年二月二十四日

秋田県知事 寺田典城

一 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業（八幡平水沢地区ため池等整備事業）計画書の写し

二 縦覧期間 平成十六年二月二十四日から同年三月二十二日まで

三 縦覧場所 鹿角市役所

能代市松山字松山町百四十七番地山崎和博ほか二十人から申請があった県営土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十六年二月二十四日

秋田県知事 寺田典城

一 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業（松山第二地区ほ場整備事業）担い手育成型）変更計画書の写し

二 縦覧期間 平成十六年二月二十四日から同年三月二十二日まで

三 縦覧場所 能代市役所

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、県営土地改良事業の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十六年二月二十四日

秋田県知事 寺田典城

- 一 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業(内越地区第一工区担い手育成基盤整備事業)換地計画書の写し
- 二 縦覧期間 平成十六年二月二十五日から同年三月二十三日まで
- 三 縦覧場所 本荘市役所及び大内町役場

発行者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田県山王七丁目五番二十九号
 株式会社 松原印刷社
 電話(082)876600
 F A X (082)876600
 E-mail:matsubara@matsubaranatsusha.co.jp
 秋田市山王七丁目五番二十九号
 松原印刷社